

第1 駐車場及び旧介護老人保健施設棟昇降機保守点検業務 業務仕様書

1. 件名

第1 駐車場及び旧介護老人保健施設棟昇降機保守点検業務

2. 目的

昇降機の安全性を確保し、閉じ込め等の事故の発生を防止するため、建築基準法の規定に基づき、保守点検及び定期検査を実施するものである。

3. 業務期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 第1 駐車場

滋賀県大津市本宮二丁目9番40号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 旧介護老人保健施設棟

5. 対象昇降機

	第1 駐車場	旧介護老人保健施設棟	
		1号機	2号機
1. 種類	建築設備	建築設備	建築設備
2. 種別	エレベーター	エレベーター	エレベーター
3. 駆動方式	油圧式	ロープ式	ロープ式
4. 用途等	乗用	寝台用	寝台用
5. 機械室の有無	有	有	有
6. 仕様			
電動機の定格容量	11.00 kW×1台	4.50 kW×1台	4.50 kW×1台
定格速度	30.00m/min	45.00m/min	45.00m/min
積載量	600 kg	750 kg	750 kg
定員	9人	11人	11人
7. 追加仕様	地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 音声合成装置 車いす仕様	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 音声合成装置 車いす仕様	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 音声合成装置 車いす仕様
8. 停止階（停止階床数）	B 1～3（4）	1～4（4）	1～4（4）
9. 製造者名	日本エレベーター製造株式会社		
10. 検査済証交付年月日	平成元年8月28日	平成8年2月28日	平成8年2月28日

6. 契約形態

POG契約

7. 業務内容

- ・対象昇降機について、毎月1回技術員を派遣し、機器及び装置の保守点検を実施すること。また、必要に応じて消耗品の交換・補充を実施すること。
- ・不時の故障や事故の連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣し適切な処置を行うこと。
- ・建築基準法第12条第3項の規定に基づき、年に1回、有資格者による定期検査を実施すること。また、定期検査報告書の特定行政庁への提出を代行すること。
- ・作業の実施にあたっては、昇降機の使用に支障を来さないよう作業の順序、時間帯等について配慮すること。また、作業実施の一週間前までに委託者に作業日を通知すること。

8. 受託者に求める資格等

- ・24時間365日緊急出動が可能であること。
- ・滋賀県または京都府に営業所を有しており、出動要請から通常1時間以内に履行場所へ到着可能であること。(ただし、緊急を要する場合は、可能な限り早く到着するよう努めること。)

9. 事故発生時の報告義務

受託者は、業務中に事故が発生したとき、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を仰ぐこと。

また、受託者の故意または過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受託者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって委託者が被った損害に係る経費については、受託者が負担するものとする。

10. 成果物の提出及び検査

点検の都度、作業報告書(様式任意)を提出し、委託者の検査を受けること。

11. その他

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令及び関係規程等を遵守すること。
- ・受託者は、従事者に対し、業務の遂行に適した制服及び名札を着用させること。
- ・本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・委託者が病院事業の遂行上必要と認めた業務は、本仕様書に定めのない事項であっても、実施すること。なお、この場合において、業務体制の大幅な変更が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。
- ・本仕様書の内容について大幅な変更が発生する場合は、別途協議の上、変更契約を締結するものとする。
- ・作業方法等に関して、本仕様書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成の「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」を参考に実施すること。なお、当該共通仕様書の内容が改訂された場合は、最終改訂版を参照すること。